



うちなー健康経営宣言

令和 3 年 4 月 1 日 第 91 号
令和 年 月 日 登録
更新

代表者メッセージ

従業員の健康で、快適な職場を作る

代表取締役 崎濱 秀敏

取組事項

1. 労働安全衛生法や高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、年1回以上、該当する従業員全てに健康診断を受診させる。
2. 健康診断の結果、健康保持に努める必要がある従業員に対し、保健指導又は特定保健指導を受けさせる。
3. 健康診断の結果、有所見となった従業員の必要な措置について、医師の意見を聴いた上で、就業上の必要な措置を行う。
4. 社内健康診断の実施
5. ストレスチェックの実施
6. 従業員の健康づくり
(希望者へ、インフルエンザ対策の予防接種を実施)

「健康経営®」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。